

議 長 日程第4「議案第4号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第4号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年3月2日提出、 松田町長 本山博幸。

提案理由。非常勤特別職の時勢に即応した処遇改善を図るため、報酬額に係る所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課 長 それでは、議案第4号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。改正の理由といたしまして、非常勤特別職の時勢に即応した処遇改善を図るため、大きく3つの分野における松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬に関して、一括で改正をするものでございます。

それでは、議案に沿って条例改正を御説明申し上げます。議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料1、新旧対照表を御覧くださいませ。最初に第1条関係の松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。右が現行、左が改正案でございます。改正案の別表第1、第2条関係、行政協力員でございます。自治会規模に即した年額報酬を支給するため、自治会の加入世帯数によって分けられた現行の区分を細分化する変更を行うものです。現行では50世帯以上199世帯以下の報酬は15万円、改正案につきましては50世帯以上99世帯以下15万、100世帯以上149世帯以下17万5,000円、150世帯以上199世帯以下20万円に細分化し、それぞれ報酬額を定めるものでございます。なお50世帯未満と200世帯以上の報酬額については変更ありません。

恐れ入ります、1枚おめくりいただき2ページ目をお願いいたします。続きまして情報公開・個人情報保護審査会でございます。現行では、情報公開審査会と個人情報保護審査会にそれぞれ分けて会議を開催をしておりましたが、今

回の法改正に伴いまして、本町における審査会を統合したことによりまして、情報公開・個人情報保護審査会に名称を変更することとなり、統合するものでございます。報酬額については従来と変更はございません。

恐れ入ります、3ページ目をお願いいたします。続きまして松田町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の第2条関係でございます。こちらはですね、国の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定された経費基準に合わせまして、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人及び開票立会人の報酬の額を変更するものでございます。現行の報酬から改正案では100円から200円の増額がされます。投票管理者につきましては選挙1回につき1万2,600円から1万2,800円、期日前投票所の投票管理者につきましては1日につき1万1,100円から1万1,300円、開票管理者、選挙長は選挙1回につき1万600円から1万800円に、投票所の投票立会人は選挙1回につき1万700円から1万900円に、期日前投票所の投票立会人は1日につき9,500円から9,600円に、開票立会人、選挙立会人につきましては選挙1回につき8,800円から8,900円の変更となります。

恐れ入ります、最後に1ページ戻っていただきまして、議案本文の2ページを御覧くださいませ。附則でございます。第1項では、この条例の第1条は令和5年4月1日から施行するものでございます。第2項では、この条例の第2条は令和5年6月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料につきましては2月の全員協議会で御説明しました資料を添付させていただいておりますので、後ほど御高覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第4号松田町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。